

国内出張旅費規則

2012年12月26日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合(以下、「連合」という。)の役員、委員及び職員、並びに連合が依頼した者の国内の出張旅費を定めるものである。

(旅費の構成)

第2条 旅費は、交通費、日当及び宿泊費を支給する。

2 「科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)国際情報発信強化(オープンアクセス刊行支援)」に係る事業のための旅費については、第3条から第8条の定めに拘わらず、「東京大学旅費支給要領」の定に基づいて計算した額を支給するものとする。

(交通費)

第3条 交通費は、公共交通機関を利用する場合に支給するものとし、原則として鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金並びに船舶の旅客運賃を、路程に応じて支給する。

2 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道100km以上を旅行する場合に支給することができる。

3 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃の実費を支給することができる。

- (1) 片道1,000km以上を旅行する場合
- (2) 移動時間が片道4時間を超える場合
- (3) 業務上必要と認める場合

(日当)

第4条 日当は、次の各号により支給する。

- (1) 日当は、片道100kmを旅行する場合に支給する。
- (2) 日当は、日額2,300円とし、宿泊しない日はその半額とする。

2 この規則により難しい場合は、事前に事務局との協議により決定した額を支給する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は実費を支給し、その上限額を別途定める。

2 この規則により難しい場合は、事前に事務局との協議により決定した額を支給する。

(パック料金の取扱い)

第6条 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等では、当該料金を交通費と宿泊費の支給額とする。

(日当、宿泊費の辞退)

第7条 出張者が日当又は宿泊費の受領を辞退した場合には、当該経費は支給しない。

(私事旅行を含む出張)

第8条 出張における用務地での用務期間の前後に私事旅行がある場合は、事前に事務局に届け出ることにより、当該用務に係る往復の交通費、日当、及び宿泊費を支給することができる。

(出張中の移動時間の勤務)

第9条 出張中の移動時間は、一日あたりの所定労働時間の範囲で勤務とみなす。

2 時間外労働手当、深夜労働手当、並びに休日労働手当は支給しない。

(大会の例外事項)

第10条 日本地球惑星科学連合大会への参加には、連合の職員及び連合が依頼した者以外には出張旅費を支給しない。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

(1) 本規則は 2012 年 12 月 26 日より施行する。

(2) 2013 年 8 月 1 日 第 2 条改正

(3) 2013 年 10 月 11 日 附則改正

(4) 2015 年 2 月 19 日 第 8 条および第 9 条追加

(5) 2024 年 9 月 24 日 第 4 条改訂および 2 追加